

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例		
条 例 番 号	昭和 28 年神奈川県条例第 23 号	法 規 集	第 13 編第 2 章第 2 節
所 管 部 局 室 課	企業庁経営局総務課		
条 例 の 概 要	地方公営企業法第 38 条第 4 項の規定に基づき、企業職員の給与に関する事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 <small>（現在でも必要な条例か。）</small>	地方公営企業法第 38 条第 4 項の規定に基づき、企業職員の給与に関する事項を定めたものであり、必須の条例である。	
	有効性 <small>（現行の内容で課題が解決できるか。）</small>	企業職員の給与は、その職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずるものとするとともに、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、公営企業の経営の状況等を考慮して定めており、適正なものである。	
	効率性 <small>（現行の内容で効率的といえるか。）</small>	企業職員の給与の種類を給料及び手当とし、手当は 18 種類に明確かつ限定的に規定しており、簡素で効率的である。	
	基本方針適合性 <small>（県政の基本的な方針に適合しているか。）</small>	地方公営企業法第 38 条第 4 項の規定に基づき、企業職員の給与の種類及び基準について必要な事項を定めたものである。 また、企業職員の給与の適正な管理に取り組んでおり、「行政システム改革基本方針」の考え方に適合している。	
	適法性 <small>（憲法、法令に抵触しないか。）</small>	地方公営企業法第 38 条第 4 項の規定に基づき、企業職員の給与に関する事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 無